

Signs in Kyoto

京のサイン

増補版



京都市
CITY OF KYOTO

京のサイン(増補版)

ごあいさつ	2
新しい広告景観の創出	
京都駅北口	3
三条河原町交差点	4
四条通(西を望む)	5
四条河原町交差点	7
河原町通(三条付近)	8
京都仕様のサイン	9
京都景観賞 屋外広告物部門	
市長賞	22
京都デザイン協会賞	30
京都府広告美術協同組合賞 (屋外広告物適正表示宣言事業所認証制度)	31
特別表彰	32
京都市の屋外広告物制度	
屋外広告物とは?	34
設置を禁止している屋外広告物 (屋外広告物総合ホームページ「京都市かんぱんねっと」)	35
主な基準の概要	36
京都市広告景観づくり補助金交付制度	39
特定屋内広告物について	39
安全性の確認について	40
屋外広告物許可の更新手続き	40

ごあいさつ

「派手な看板がなくなり、山や鈴の鮮やかな色が一層際立つようになりましたね。」

ここ数年、祇園祭の山鉦巡行を御覧になった多くの市民の皆様、京都ファンの皆様から、こんな言葉をいただくようになりました。嬉しい限りです。

50年後、100年後の京都を見据えた果敢な挑戦。「新景観政策」がスタートした平成19年から平成26年9月の完全実施までの7年間、市民の皆様と共に汗しながら、屋外広告物の適正化に集中的に取り組んでまいりました。当初は様々な方から、「厳しすぎる」「一方的だ」といった御意見も頂戴しましたが、お一人お一人のお声に耳を傾け、制度の趣旨を丁寧に御説明し、しっかりと「伝える」ことを続けた結果、今では多くの皆様にこの取組を「自分ごと」「みんなごと」として捉え、行動していただいております。

おかげさまで、市内のほぼ全ての屋外広告物が条例の趣旨に沿った適正な表示となり、繁華街も「どこにでもあるまち並み」から「京都にしかないまち並み」に大きく変貌を遂げています。そしてこのような短期間での劇的な景観向上は、全国でもあまり例がなく、現在でも国内外からの問合せや訪問が絶えません。これまで多大の御理解と御協力を賜りました全ての市民の皆様、事業者の皆様に変更して心から感謝申し上げます。

本冊子では、条例施行からの8年間で美しく生まれ変わった通りの景観や、「京都景観賞」を受賞された優良な屋外広告物の事例等を紹介しています。また、京都の事業者の皆様のみならず、全国展開しておられるチェーン店等の皆様にも、本市の景観政策に御理解をいただき、創意工夫の下、京都仕様の看板を掲げていただいております。これらも興味深く見比べていただけるものと存じます。

文化・芸術・生活習慣など、京都のまちでは優れた「市民力」によって、数々のかけがえのない財産が永年にわたり守り伝えられてきました。加えて景観もまた、市民の皆様の方で次の世代にしっかりと引き継いでいける。これまでの取組を振り返ってそう確信しています。

今後も皆様と共に、景観政策をはじめあらゆる施策を通じ、住んでよし、働いてよし、訪れてよしの京都のまちづくりに全力を尽くしてまいります。皆様の変わらぬ御支援、御協力をお願い申し上げます。

京都市長

門川 大作



新しい広告景観の創出

平成24年度から、市民・事業者の皆様の御協力をいただきながら、京都にふさわしい新たな広告景観を創出すべく、集中的な取組を行った結果、京都のまち並みが劇的に向上しました。これは、京都の美しい景観を自分たちの手で守り、育てようという高い志を持つ、京都市民の皆様の「市民力」の成果です。

【京都駅北口】

京都市では市内全域で屋上屋外広告物を禁止しています。これまでビル屋上などに表示されていた屋外広告物が適正化され、すっきりとした上空空間が創出されています。



【三条河原町交差点】

三条河原町周辺では、屋上屋外広告物の禁止や「高さ」、「色彩」、「面積」などの規制により、屋上屋外広告物をはじめ、高い位置の屋外広告物がなくなり、高さが統一されるとともに、色彩も条例に適合したものとなり、良好な広告景観が創出されています。

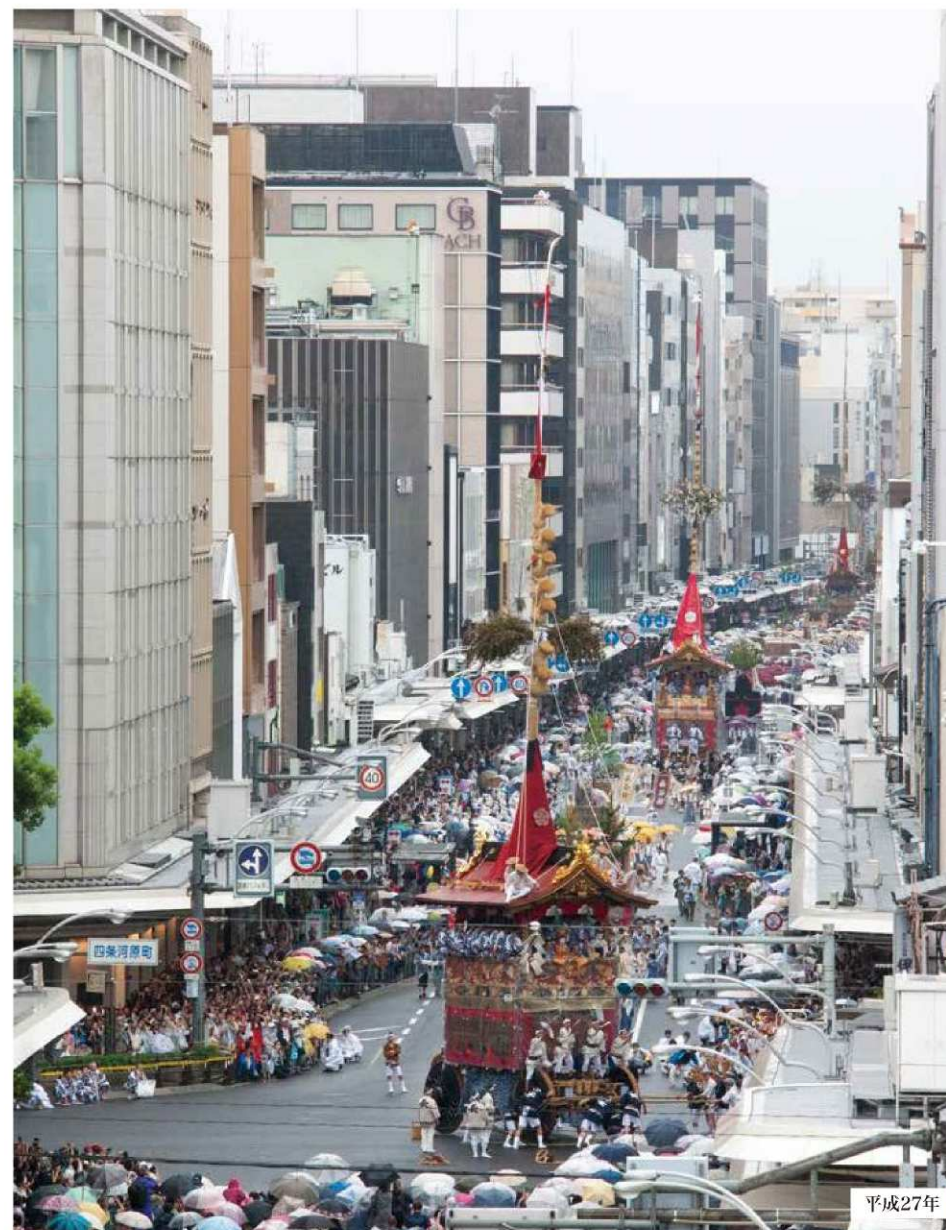


【四条通（西を望む）】

四条通では屋上屋外広告物の禁止や「高さ」、「色彩」、「面積」といった一般の規制に加え、沿道景観の阻害要因となる道路上空に突き出した袖看板などを禁止しています。道路上空に突き出していた袖看板がなくなり、すっきりとした良好な沿道景観が創出されています。



平成19年



平成27年

新しい広告景観の創出

新しい広告景観の創出

【四条河原町交差点】

四条河原町周辺では、屋上屋外広告物の禁止や「高さ」「色彩」「面積」などの規制により、屋上屋外広告物をはじめ、高い位置の屋外広告物がなくなるとともに、ひとつひとつの広告物の面積も小さくなり、すっきりとした広告景観が創出されています。



平成23年



平成26年

【河原町通（三条付近）】

河原町通では屋上屋外広告物の禁止や「高さ」「色彩」「面積」といった一般の規制に加え、沿道景観の阻害要因となる道路上空に突き出した袖看板などを禁止しています。大きな屋上屋外広告物がなくなるとともに、色彩も条例に適合したものとなり、すっきりとした良好な沿道景観が創出されています。



提供：街の色研究会・京都

平成17年



平成26年

新しい広告景観の創出

新しい広告景観の創出

京都仕様のサイン

皆様がよく目にすることがあるサインといえば、全国規模で事業展開されている企業の看板を代表的なものとしてあげることができます。

そんな全国でもよく知られた企業の顔ともいえるサインですが、京都市内にお住まいの皆様は京都市外を訪れた際、京都市外にお住まいの皆様は京都市を訪れた際に、いつも見慣れているサインと違ったものを目にすることがあるはずです。

それは、京都市内ではそれぞれの企業が通常使用されているサインが京都市の条例に定められた「高さ」、「色彩」、「面積」に適合しない場合、創意工夫を重ね、京都の景観に調和した京都仕様のサインをデザインしていただいているからです。

全国規模で事業展開されている企業の京都仕様のサインの一例を御覧ください。

■ サークルK 北野白梅町店

北区大將軍西町



■ ローソン 八坂神社前店

東山区四条通大和大路東入祇園町南側



■ MINISTOP 山科大塚店

山科区大塚西油町



■ セブン-イレブン 京都福王子店

右京区宇多野馬場町



■ みずほ銀行 京都中央支店

中京区烏丸通三条南人麩頭屋町



■ 三菱東京UFJ銀行 西院支店

右京区西院高山寺町



■ 日本郵便 京都嵯峨郵便局

右京区嵯峨天龍寺龍門町



■ ドコモショップ 四条大宮店

下京区大宮通四條下ル四條大宮町



京都仕様



他都市での事例



■ ワイモバイル 河原町三条西

中京区河原町通三條下る大黒町



京都仕様



他都市での事例



■ au 京都駅前店

下京区堀小路通烏丸西入東塚小路町



京都仕様



他都市での事例



■ モスバーガー 近鉄東寺駅前店

南区西九条西蔵工町



京都仕様



他都市での事例



京都仕様のサイン

京都仕様のサイン

■ マクドナルド 四条大宮店

下京区黒門通四条下り松町



■ 松屋 立命館大前店

北区平野宮西町



■ 吉野家 烏丸五条店

下京区諏訪町通五条上り高砂西



■ すき家 烏丸丸太町店

中京区烏丸丸太町下り大倉町



■ CoCo壱番屋 烏丸五条店

下京区五条通烏丸東入松屋町



京都仕様



他都市での事例



■ 和食さと 平野神社店

北区平野上八丁柳町



京都仕様



他都市での事例



■ ほっともっと 西院店

中京区壬生仙念町



京都仕様



他都市での事例



■ 餃子の王将 七条烏丸店

下京区烏丸通七条上る桜木町



京都仕様



他都市での事例



■ やきとり 大吉 二条店

中京区御池堀川西入池元町



■ ブックオフ 京都宝ヶ池店

左京区岩倉南桑原町



■ トヨタレンタリース京都 百万遍店

左京区田中門前町



■ JTB西日本 京都三条店

中京区三条通寺町東入石橋町



■ マツモトキヨシ 京都四条河原町店

下京区四条通小橋東入橋本町



京都仕様



他都市での事例



■ フレスコ 東山安井店

東山区玉水町



京都仕様



他都市での事例



京都景観賞屋外広告物部門

京都市では、京都にふさわしい広告物の普及促進を目的とした様々な取組を進めており、なかでも平成24年度に創設した「京都景観賞」においては、まち並みに調和し、美しく品格のある景観形成に貢献する優良な屋外広告物を表彰する「屋外広告物部門」を平成24年度、平成25年度及び平成27年度に実施しました。

表彰候補については、京都にお住まいの皆様、京都を訪れる皆様から、平成24年度に789件、平成25年度に1,277件、平成27年度に1,207件と本当にたくさんの御応募をいただきました。京都景観賞屋外広告物部門の実施を通じて、皆様の景観に対する意識の高さを再確認するとともに、永い時を超えて伝えられる由緒ある看板やのれん、歴史的なまち並みと調和しながらもモダンで独創的な魅力を持つ広告物など、京都ならではの魅力を持つ素晴らしい広告物が京都にはたくさんあることを、多くの皆様を知っていただく機会となりました。

本当にたくさんの御応募のなかから、厳選に厳選を重ねて表彰した、より良い広告景観づくりの指標となる「京都自慢の広告物」を御覧いただき、これからの広告景観づくりの参考としていただければと思います。

市長賞

まち並みに調和し、美しく品格のある京都の景観形成に貢献する特に優良な屋外広告物を表彰するものです。

【平成24年度】



■ 一保堂茶舗

中京区寺町通二条上ル常盤木町



■ 嶋臺(しまだい)ギャラリー

中京区御池通東洞院西北角船屋町



■ サクラ堂歯科医院

伏見区京町三丁目



■ シタディーン京都烏丸五条

下京区五条通烏丸東入松屋町

市長賞

【平成24年度】



■ 亀末廣
中京区姉小路通烏丸東入車屋町



■ FORTUNE GARDEN KYOTO
中京区河原町通二条下ル一之船入町

【平成25年度】



■ 群青
上京区新町中立売下る仕丁町



■ とらや 京都一条店
上京区烏丸通一条角

京都景観賞 屋外広告物部門



■ 清課堂
中京区寺町通二条下ル妙満寺前町



■ 打田漬物商工業株式会社 錦小路店
中京区錦小路柳馬場西入中魚屋町



■ 恵文社 一乗寺店
左京区一乗寺私殿町



■ 進々堂 京大北門前
左京区北白川通分町



■ フランソア喫茶室
下京区西木屋町通四条下ル前通町



■ 祇園 佐川急便
東山区祇園町南側



■ 瓢亭
左京区南禅寺草川町



■ 山ばな 平八茶屋
左京区山端川岸町

京都景観賞 屋外広告物部門

市長賞

【平成25年度】



■ 衣司 武美
中京区松下町



■ 京都八百一本館
中京区東洞院通三条下ル三文字町



■ 高台寺 土井
東山区高台寺二年坂榎屋町



■ 名代おめん 高台寺店
東山区高台寺二年坂榎屋町



■ 島津製作所 創業記念資料館
中京区木屋町通二条南



■ 然花抄院 京都室町本店
中京区室町通二条下る崩楽師町



■ ぽっちり 祇園本店
東山区祇園町北側



■ 株式会社丸三仏壇店 珠数屋町西店
下京区正尚通油小路西入ル珠数屋町



■ 丁の字 CAFE
中京区徳之口町



■ ロイヤルパークホテル ザ 京都
中京区三条通河原町東入ル



■ 京あめ クロッシュェ
下京区綾小路南小路東入ル屋町



■ 鮎茶屋 平野屋
右京区嵯峨島川本仙壽町

市長賞

【平成27年度】



■ 大徳寺一久
北区紫野下門前町



■ 叡山電鉄鞍馬駅
左京区鞍馬本町



■ 染工房高橋徳・ショップ & ギャラリー YDS
中京区新町通二条上ル二条新町



■ 伊 京都本店
中京区富小路通三条上る船長町



■ IYEMON SALON KYOTO
中京区三条通烏丸西入御会町



■ 京都一加
中京区三条通高倉東入御屋町



■ ポール・スミス 三条店
中京区三条通富小路東入中之町



■ 三井ガーデンホテル京都新町 別邸
中京区新町通六角下る六角町



■ 松栄堂 京都本店
中京区烏丸通二条上ル東側



■ 炭屋旅館
中京区麩屋町通二条下ル白壁町



■ 宮脇賣扇庵
中京区六角通富小路大黒町



■ 鍵善良房 本店
東山区祇園町北側

市長賞

【平成27年度】



■ 松栄堂 産寧坂店
東山区清水三丁目



■ ちりめん山椒 やよい
東山区下河原通八坂烏居前下ル上介大町



■ はり清
東山区大黒町通五條下る段町



■ 株式会社 萩乃家
下京区東副院七条下ル2丁目東堀小路町



■ 月桂冠大倉記念館
伏見区南浜町

京都デザイン協会賞

【平成24年度】

京都デザイン協会の選定により、まち並みに調和し、美しく品格のある京都の景観形成に貢献する特に優良な屋外広告物を表彰するものです。



■ イノダコーヒー 三条支店
中京区三条通堺町東入ル樹屋町



■ 伏見大手筋商店街 からくり時計「おやかまっさん」
伏見区紙屋町

【平成25年度】



■ 總屋
中京区三条通烏丸西入御倉町



■ オリジナル文具 裏具
東山区宮川筋4丁目

【平成27年度】



■ ライカ 京都店
東山区祇園町南側



■ 西川油店
下京区油小路通七条下る油小路町

京都府広告美術協同組合賞

京都府広告美術協同組合の選定により、まちなみに調和し、美しく品格のある京都の景観形成に貢献する特に優良な屋外広告物を表彰するものです。

【平成25年度】



■ IN THE GREEN (株式会社バルニバービ)
左京区下鴨半木町



■ TOWA株式会社 本社・工場
南区上烏羽上調子町

【平成27年度】



■ IRISH PUB MAN IN THE MOON GION
東山区南本町



■ OKU
東山区祇園町南側

特別表彰

京都にふさわしい広告景観の創出に多大な貢献をしている個人又は団体を表彰するものです。

【平成24年度】



■ 先斗町まちづくり協議会

【平成25年度】



■ 一念坂・二寧坂古都に燃える会

屋外広告物適正表示宣言事業所認証制度

屋外広告物を適正に表示している市民、事業者の皆さんに、「50年先、100年先も京都が魅力あるまちであり続けるために、今、自分たちができることをしようという志」を自ら宣言していただき、「屋外広告物適正表示宣言事業所」として登録証等を交付する取組を実施しております。



登録証



ステッカー



■ 祇園町南側地区協議会

特別表彰

【平成25年度】



■ 清水末商店



■ 森下仁丹株式会社
京都仁丹樂會



【平成27年度】



■ 嵐山保勝会

京都市の屋外広告物制度

京都市では「歴史都市・京都」の景観を未来に継承していくため、平成19年9月から「新景観政策」を実施しています。

その中で、屋外広告物については、歴史都市・京都の景観をかたちづくる重要な要素として位置付け、美しい品格のある都市景観を形成するものとなるよう、屋上屋外広告物の全面禁止をはじめ、地域の特性に応じた「高さ」、「色彩」、「面積」などの許可基準を定め、規制を行っています。

屋外広告物とは？

屋外において、常時又は一定の期間継続して公衆に掲げられるもので、看板や広告塔、ポスター等をいいます。掲げられる内容として、文字、商標、シンボルマーク、写真等のほか、企業等のコーポレートカラーなどイメージを喚起させるものも屋外広告物に含まれます。また、営利を目的としないものであっても屋外広告物となりますので御注意ください。



京都市では、市内全域で、屋上屋外広告物及び点滅式照明・可動式照明を使用した屋外広告物を禁止するとともに、市内全域を21種類の規制区域に指定して、きめこまやかな規制を設けております。詳細につきましては、35～38ページをご覧ください。

設置を禁止している屋外広告物

屋上に屋外広告物は設置できません。

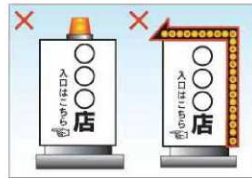
良好なスカイラインを形成し、美しい都市景観を創出するため、屋上に設置する屋外広告物を、市内の全域で禁止しています。



点滅式照明・可動式照明の使用はできません。

点滅式照明や可動式照明については、安全等のために警告や注意を促す照明と混同するおそれがあります。また、刺激的で強い光を放つなど都市の景観に支障をきたすため、屋外広告物への使用を市内の全域で禁止しています。

※可動式照明：回転灯等、照射する光が動くもの



屋外広告物総合ホームページ「京都かんばんねっと」

屋外広告物に関する情報発信を行うため、屋外広告物総合ホームページ「京都かんばんねっと」を運営しています。「京都かんばんねっと」では、優れた屋外広告物の紹介を行っているほか、屋外広告業登録をされている施工業者の情報も掲載されています。また、「屋外広告物適正表示宣言事業所」として登録された方は、別途申請いただくことにより、「京都かんばんねっと」に掲載し、PRすることもできます。



「京都かんばんねっと」 URL: <http://www.kyoto-kanban.net/>

主な基準の概要

表示できる高さの基準について

地域特性や建物の高さに応じて、表示できる高さの基準を定めています。

袖看板や壁面平付け看板などの屋外広告物が表示できる高さは、それぞれの地域に応じて定めた基準と表示する建物等の高さの2/3以下のどちらか低い方としています。

広告塔や支柱型の石版などの自立している屋外広告物についても、高さの基準を定めています。

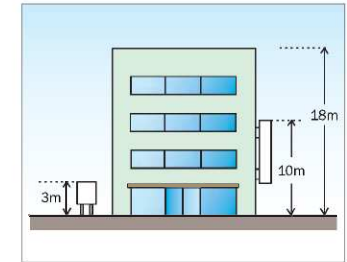
注) 文字、記号のみを表示する自家用屋外広告物の場合、高さの基準を超えて表示することが認められる場合もあります。

(地域特性に応じた高さの基準の例)

規制区域	袖看板や壁面平付け看板等 広告塔や多本支柱型の看板等	
	最上部の高さ	
第1種地域	4 m	3 m
第4種地域	10 m	3 m
第7種地域	20 m	6 m
沿道型第1種地域	10 m	3 m

(例)第4種地域にある高さ18mの建物に表示する場合(右図)

地域の基準・・・10m
 建物の高さの2/3・・・12m(18m×2/3)
 ⇒したがって表示できる高さは10m以下となります。



デザインの基準について

意匠や形態に基準を定めています。

良好なまち並みの形成を図っていくために、屋外広告物の意匠や形態が建物のデザインや周囲の景観と調和しない場合は、表示できません。

色彩の基準を定めています。

マンセル値(※)の彩度が一定の数値を超える色(規制対象色)を使用する場合、表示面に使用できる面積割合等を定めています。

(地域特性に応じた色彩基準の例)

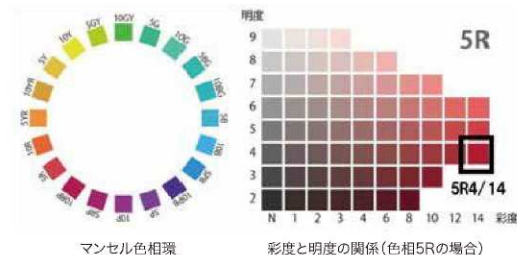
規制区域	規制対象色の彩度				規制対象色を使用できる面積割合
	赤(R)	黄赤(YR)	黄(Y)	その他	
第1種地域	6 超	6 超	4 超	2 超	20/100 未満*
第4種地域	6 超	8 超	8 超	8 超	30/100 未満
第7種地域	6 超	8 超	8 超	8 超	50/100 未満
沿道型第1種地域	6 超	6 超	4 超	2 超	20/100 未満

*当該割合内であっても、Y、YRで彩度が10、その他の色で彩度が8を超える色は使用できません。

(例)沿道型第1種地域の場合(下図)



規制対象色を使用する場合は、原則表示面の20%未満とする必要があります。



マンセル色相環

彩度と明度の関係(色相5Rの場合)

※マンセル値とは色彩を表す属性である色相(色合い)、明度(明るさ)及び彩度(鮮やかさ)による数値表現方法の一つです。(例えば、色相が5R、明度が4、彩度が14の色彩は、色相、明度、彩度の順に「5R4/14」と表記されます。)

主な基準の概要

表示できる面積の基準について

地域特性や建物に表示する位置に応じて、表示できる面積の基準を定めています。

屋外広告物の面積や表示率は、それぞれの地域に応じた基準を定めています。

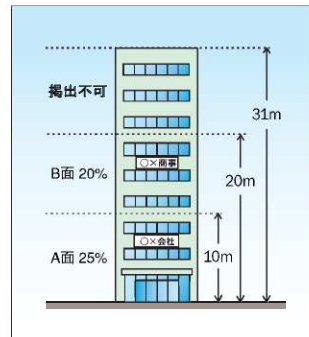
(地域特性に応じた面積の基準の例)

規制区域	袖看板や壁面平付け看板等		広きぼりや多支柱型の看板等 同一立面に表示できる総面積	表示率	区域内に表示できる総面積
	面積	表示率			
第1種地域	5㎡	10/100			3㎡
第4種地域	20㎡	20/100			10㎡
第7種地域	—	25/100			15㎡
沿道型第1種地域	10㎡	15/100			10㎡

また、建物に屋外広告物を表示する場合には、屋外広告物を表示する位置に応じて基準を定めています。

(例) 表示率 25% の地域に表示する場合 (右図)

- 10 m 以下の部分・・・A面の面積×25%
- 10 m を超える部分・・・B面の面積×20%



アーケードが設置されている通りに面している建物に屋外広告物を設置する場合、表示率はアーケードに上下に分けて算定します。



表示できる位置について

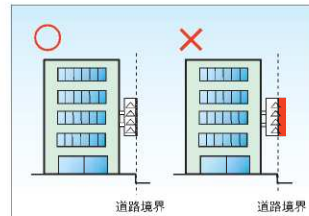
一部の地域で道路への突出を禁止しています。

道路の上空空間を開放し、良好な通り景観を形成するため、Hの字地区の幹線道路^{※1}や眺望景観に配慮する必要がある道路^{※2}では屋外広告物の道路上空への突出を禁止しています。

※1 御池通、四条通、五条通、堀川通、烏丸通、河原町通の一部

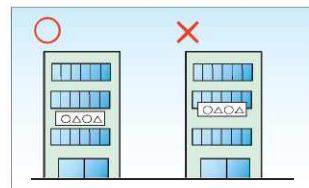
※2 北山通、白川通、北大路通、西大路通の一部

(注) アーケード下や建物の1F相当部分(最上部の高さ4m以下)の看板等で、景観上支障がないなど一定の要件を満たす場合は表示等を認められることがあります。

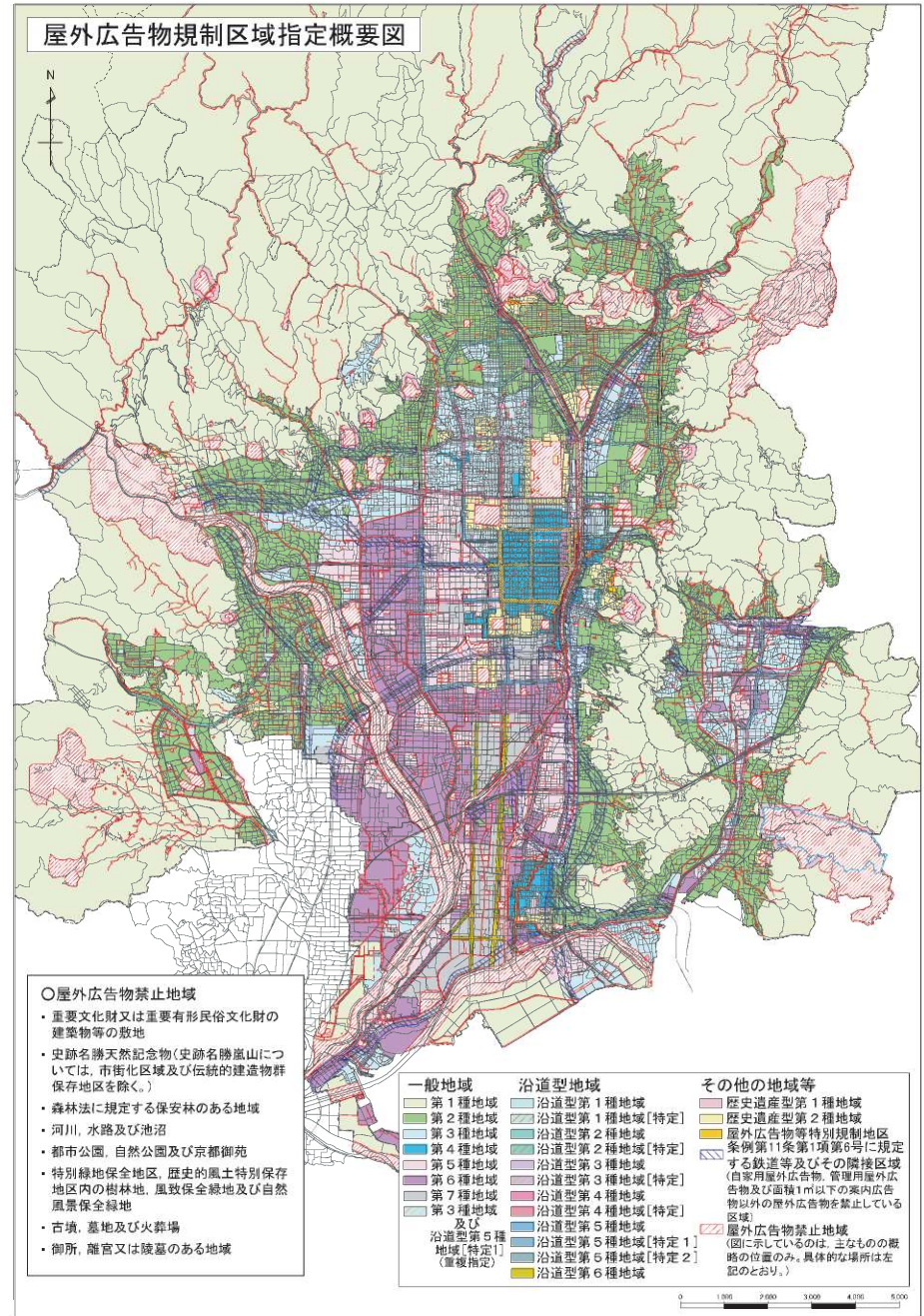


開口部と壁面にまたがる屋外広告物を禁止しています。

窓その他の開口部と壁面にまたがる屋外広告物は建物のデザインを損なうため、原則として禁止しています。



新しく看板の設置を検討している、今ある看板を付け替えたい(意匠を変更したい)、看板を増設したい等々、看板について御相談がございましたら、広告景観づくり推進室(審査担当、TEL.075-708-7690)までお問い合わせください。



京都市広告景観づくり補助金交付制度

これまで実施してきた「優良屋外広告物補助金交付制度」について、のれん、ちょうちんの設置経費に係る補助率の引き上げ（最大9割補助）などの見直しを行い、平成28年4月に「広告景観づくり補助金交付制度」としてリニューアルしました。多くの皆さまに補助金を御活用いただき、京都にふさわしい広告景観づくりを市民・事業者の皆様とともに進めていきます。

のれん、ちょうちんの例



■ 伍八堂
伏見区粟田橋御前町



■ 先斗町 禊川
中京区若松町

特定屋内広告物について

建物の窓ガラス等の内側に、直接・間接的に常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示する広告物を特定屋内広告物といいます。特定屋内広告物は、規制の対象となり、一定の大きさ以上の特定屋内広告物を表示するには、事前に京都市長への届出が必要となります。

特定屋内広告物の事例



■ フラットエージェンシー
北区紫野西御所町



■ ミーナ京都
中京区大黒町

安全性の確認について

屋外広告物を許可対象とするのは、都市景観の維持向上だけでなく、看板落下による人身事故といった老朽化に伴う被害の防止、安全確保を図るためでもあります。屋外広告物は風雨にさらされることにより劣化し、剥落、落下などの事故が発生する可能性があります。設置後、年数が経過すれば、事故の危険性が高まりますので、定期的な検査を実施していただくようお願いいたします。また、事故を防ぐため、屋外広告物の許可更新時には、点検結果を報告いただいています。

安全対策に関するチラシは「京都かんぱんねっと」でも紹介しています。
URL: <http://www.kyoto-kanban.net/event/detail/1509291437>

屋外広告物許可の更新手続き

屋外広告物の許可は、3年ごとの更新手続きが必要となります。引続き屋外広告物を表示される場合は、お忘れのないよう更新手続きを行ってください。

屋外広告物の更新手続きに関するチラシ(更新の2~3ヶ月前に送付いたします。)

屋外広告物の更新手続きに関するチラシは「京都かんぱんねっと」でも紹介しています。
URL: <http://www.kyoto-kanban.net/event/detail/1603181651>



この写真は、平成17年に表紙写真と同じ場所から撮影したものです。

京都市 都市計画局 広告景観づくり推進室

〒604-8101 京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65番地 京都朝日ビル10階
TEL 075-708-7646 / FAX 075-251-2877

京都市 広告景観

検索

